第３３回 蘭越町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和５年３月２９日（水）午後３時３０分から午後５時３０分

２　開催場所　　蘭越町役場３階委員会室

３　出席委員　　１４人

会　長	１５番	中井　　悟			
会長職務代理	７番	西元　道啓			
委　員	１番	黒川　利光	２番	近藤　一祝	
	３番	髙山　重人	５番	岩間　勇市	
	６番	宮武　正人	８番	吉田　靖志	
	９番	石井　妙司	１０番	金子　辰四郎	
	１１番	安田　伸二	１２番	坂野　幸夫	
	１３番	坂井　明治	１４番	杉本　峯一	

４　欠席委員　　１６番　伊藤　忠幸

５　議事日程

第１　　会議録署名委員の指名について

第２　　会期の決定について

第３　　諸報告について

第４　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

第５　　農地法第３条の規定による許可申請について

第６　　農地法第５条の規定による許可申請について

第７　　農地法第６条第１項の規定による報告について

第８　　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第９　　農用地区域の変更について

第１０　農業委員会の最適化活動に向けた令和５年度の目標の設定等（案）について

第１１　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

第１２　第１回農地専門委員会について

第１３　一般社団法人北海道農業会議第９４回総会について

第１４　令和４年度市町村農業委員会会長・事務局長会議について

６　農業委員会事務局職員　事務局長　高田　幸則

農地係長　小柳　大騎

7　会議の概要

議　長　ただいまの出席委員は、１４ 名であります。
定足数に達しておりますので、これから第 ３３ 回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が岩間委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程に従って進めてまいります。
日程第１、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし。

議　長　それでは、８番　吉田委員と９番　石井委員を指名いたします。
日程第２、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日１日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議　長　異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。
日程第３、諸般の報告についてを議題とします。
第３２回の総会以降の諸般について、報告いたします。

３月１５日　(一社)北海道農業会議第９４回総会　札幌市
３月１５日　令和４年度市町村農業委員会会長・事務局長会議
札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、議案第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。

番号１番から番号７番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和５年３月２９日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡です。契約期間は平成２６年１２月２２日から令和６年１２月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１５日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、契約相手の変更及び契約内容の変更をするためです。

番号２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は令和２年２月２８日から令和５年２月２６日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１７日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号３番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。契約期間は令和１年７月５日から令和１１年７月４日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年３月２４日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号４番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成２９年１２月２８日から令和９年１２月２７日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号５番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は令和２年１月３１日から令和７年１月２９日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月９日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、経営移譲により、契約相手を変更するためです。

番号６番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は令和３年３月２９日から令和８年３月２５日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月９日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、経営移譲により、契約相手を変更するためです。

番号７番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成３１年３月６日から令和５年４月３０日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年３月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

２番
（近藤委員）

番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりであります。場所は、○○から○○さんの住宅に入る道路を○○ほど進み、左側の圃場になります。よろしくお願いいたします。

１３番
（坂井委員）

番号２番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所なのですが、○○から○○ほど○○方面へ向かいまして、○○を左に曲がり、○○沿いに○○くらい行ったところの圃場になります。よろしくお願いいたします。また、議案第５号２番で出てきますのでよろしくお願いいたします。

１２番
（坂野委員）

番号３番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、○○の途中に○○があったのですけど、それから○○ほど○○に向かうと、右手に○○さんの家があるのですけれども、その左手に３区画ある圃場です。よろしくお願いいたします。

５番
（岩間委員）

番号４番、５番、６番について説明します。いずれも理由は事務局説明のとおりです。場所につきましては、４番は○○をずっと入って行きましたら、○○さんの家がありまして、それを通り過ぎた先の○○の近くにある２筆と、そこから○○の方へ行き、○○のすぐ下にある１筆になります。

５番は○○入ったらすぐ○○さんの家がありまして、そこを通り過ぎたら、○○があり、その右側の一角になりますのでよろしくお願いします。
番号６番につきましては、○○沿いに○○さんの家がありまして、家の右側から○○よりの場所に１筆、そこからずっと手前に○○がありまして、○○側手前に２筆あります。それと○○をずっと入っていきましたら、○○さんの家が右側にありまして、その左側の田んぼ２枚を飛ばしまして、さらに上に２筆ありますのでよろしくお願いいたします。

６番（宮武委員）

番号７番につきましてご説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所につきまして、○○から向かいますと、○○の交差点を、左に曲がり○○ほど下がると○○さんの住宅があり、その横を進んだ先にある２筆となっております。議案第５号にも出てきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議　長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

（質疑なし）

議　長

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

議　長

本案の番号１番から番号７番については、原案のとおり受理することとします。

番号８番について上程します。

農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、
○○委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。（○○委員退席）

再開します。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）

番号８番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成１６年５月３１日から平成２６年１２月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１４日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、耕作できないためです。
ご審議お願いします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

６番（宮武委員）

番号８番につきましてご説明申し上げます。内容については事務局説明のとおりです。場所につきまして、○○から向かいますと、○○さんの住宅を通り過ぎて、○○を右に曲がると、○○さんの住宅があります。そこから○○を上に上がりまして、道路から○○ほど離れた２筆となっております。よろしくお願いいたします。

議　長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

（質疑なし）

議　長

質疑なしと認めます。
原案のとおり、受理してよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

議　長

本案の番号８番について、原案のとおり受理することとします。
暫時休憩とします。（○○委員着席）

再開します。
番号９番について上程します。
農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、
○○委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。（○○委員退席）
再開します。

	事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	番号９番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成２２年６月３０日から平成２７年１１月３０日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１６日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、譲渡するためです。 ご審議お願いします。
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
１０番 **（金子委員）**	番号９番についてご説明いたします。只今事務局説明のあったとおりの内容です。場所について、○○の角を○○の方に上がって行きまして、○○を右側に曲がり、○○ほど行きますと、山の方へ向かって上がる道路があります。そこを○○ほど進みますと２筆ほどある圃場があります。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 原案のとおり、受理してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案の番号９番について、原案のとおり受理することとします。 暫時休憩とします。（○○委員着席） 再開します。 番号１０番から番号１１番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、 ○○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（○○委員退席） 再開します。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

番号１０番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成３１年３月２８日から令和６年３月２６日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１７日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、他のものに譲渡するためです。

番号１１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番ん、田で○○㎡です。契約期間は平成２２年３月３０日から令和２年３月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１４日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、契約内容を変更するためです。

ご審議お願いします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１１番
（安田委員）

番号１０番と１１番についてご説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所ですが、番号１０番は○○にある○○さんの実家の住宅から○○側に向けて○○側にある農地です。

番号１１番は、○○から○○さんの住宅に上がって行く道路があるのですが、その○○さんの住宅と○○のちょうど中間位にある道路の右側にある農地です。よろしくお願いいたします。

議　長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

（質疑なし）

議　長

質疑なしと認めます。
原案のとおり、受理してよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

議　長

本案の番号１０番から番号１１番について、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩とします。（〇〇委員着席）

再開します。

番号１２番から番号１７番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

番号１２番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和２年５月８日から令和７年５月７日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年３月９日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、経営移譲により、契約相手を変更するためです。

番号１３番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成２５年５月２日から令和５年５月１日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年３月１０日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、経営移譲により、契約相手を変更するためです。

番号１４番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成２４年１２月２６日から令和４年１２月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１０日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、経営移譲により、契約相手を変更するためです。

番号１５番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成２６年１１月２７日から令和１年１１月２６日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１０日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は、経営移譲により、契約相手を変更するためです。

番号１６番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成１５年３月２８日から平成２５年３月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１０日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月

２９日です。解約理由は、経営移譲により、契約相手を変更するためです。

番号１７番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成２６年７月２８日から令和６年７月２７日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年３月１０日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年３月２９日です。解約理由は契約相手を変更するためです。

ご審議お願いします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

７番
（西元委員）

番号１２番から１７番についてご説明いたします。内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。場所に関しましては、まず１２番の○○さんの農地は○○を○○の方から来ると、ちょうど○○に行く道路と○○に行く三叉路がございます。三叉路からもう少し○○の方に行きますと、○○がございます。○○・○○・○○・○○の中に一団地、その近くに○○さんの住宅があり、○○を挟み、反対側になる部分と○○を○○へ行きますと、○○を渡った先に森があります。森を出てすぐの左側にあるところにもう一団地あります。

１３番の○○さんの農地は先ほど説明させて頂きました○○がございまして、○○よりも○○を登った○○側のところにある一団地でございます。

番号１４番は、○○さんの農地でございますけれども、○○の○○さんの住宅がございます。その住宅の○○沿いの農地３団地になります。

１５番の○○さんの農地でございますが、○○があり、○○から○○に向かって行って林を越えてすぐの所に先ほど説明させて頂きました○○さんの農地がございます。その農地の外れに○○があったのですけれど、○○へ行くための道路がございます。その道路を○○位入って行きますと、右手に○○さんの農地がございます。

１６番の○○さんの農地でございますが、地区的には○○になります。○○を○○から○○に向かって行きますと、ちょうど左手に位置する農地でございます。

１７番の○○さんと○○さんの件でございますが、事務局の説

明通り契約相手を変えるという事でございます。農地の場所に関しましては、○○さんの住宅がございます。それよりも少し○○に近づいたところに一団地。それと○○から○○の方に下りていきますと一番最初に○○さんの住宅があるのですけれども、その住宅から右に入って行く道路がございます。その道路を入って行きまして、右手にもう一団地ございます。
よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
原案のとおり、受理してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案の番号１２番から番号１７番については、原案のとおり受理することとします。
日程第５、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号１番から番号１６番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第３条第１項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和５年３月２９日提出。蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡です。成立する法律関係は使用貸借、貸付理由は引き続き経営を移譲した後継者に農地を貸し付けするためです。価格は無償です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和６年１２月３１日までの１年間で

す。
　調査書は別紙のとおりです。

　番号２番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
　調査書は別紙のとおりです。

　番号３番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円、畑で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
　調査書は別紙のとおりです。

　番号４番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和８年３月２８日までの３年間です。
　調査書は別紙のとおりです。

　番号５番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円及び○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
　調査書は別紙のとおりです。

　番号６番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。価格は総額

○○円で、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号７番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円及び○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号８番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は使用貸借、貸付理由は後継者に経営を移譲するため農地を貸し付けするためです。価格は無償です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１５年３月２８日までの１０年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号９番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号１０番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で○○円、畑で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号１１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号１２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で○○円、畑で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号１３番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号１４番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、畑で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号１５番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２

８日までの５年間です。
　調査書は別紙のとおりです。

　番号１６番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
　調査書は別紙のとおりです。

　ご審議お願いします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

２番（近藤委員）　番号１番についてご説明いたします。先ほど１号議案で出た圃場ですけれども、内容については事務局説明のとおりです。場所は、○○から○○さんの住宅に入る道路を○○ほど進んだ左側の圃場になります。よろしくお願いいたします。

１３番（坂井委員）　番号２番３番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおりです。２番の場所ですが、○○横の圃場となります。
　番号３番の場所ですが、○○から○○位行った所に○○さんの住宅があるのですが、そこの○○側の圃場となります。よろしくお願いいたします。

３番（高山委員）　番号４番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、○○から○○ほど下って、○○さんの住宅の周りの圃場です。よろしくお願いいたします。

５番（岩間委員）　番号５番、６番、７番までについて説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、５番は○○をずっと入って行きますと、○○さんの家があります。○○までの一角と、○○さんの家を過ぎた辺りの左側に３筆あります。
　６番の場所につきましては、○○の○○さんの家を通り過ぎまして、○○位行ったところの右側の道路と○○の間にある圃場になります。
　７番につきましても、経営移譲による案件になります。○○を

ずっと入って行きますと、〇〇さんの家がありまして、それの左側と右側に一団地あります。少し戻りまして、〇〇があり、〇〇側に１筆あります。また、②の図面の〇〇を上りまして〇〇の方へ行きましたら、〇〇さんの家の道路の左側の田んぼ２枚飛ばしまして、上にもう２筆あります。よろしくお願いいたします。

７番
（西元委員）

番号８番から１４番までの案件に関しまして、内容については事務局説明のとおりです。場所に関しましては、〇〇さんの農地でございますけれども、〇〇側は〇〇さんの住宅の周りにある農地と、畑に関しましては、〇〇さんの住宅よりも少し〇〇側に行きますと、〇〇さんの住宅がございます。住宅の所から、〇〇を〇〇の方に上がって行きますと、畑がございます。〇〇さんの〇〇の土地でございますけれども、まず一つが〇〇近くに一団地、〇〇より〇〇へ抜ける〇〇の反対側に道路がございまして、その左側に一団地、もう少し進みまして、反対側の〇〇の手前の右側にも一団地、〇〇の〇〇に向かう〇〇を越えたら直ぐに右に入る道路がございまして、そこを入って一番奥の右手に位置する場所にもう一団地ございます。もう一つが〇〇から〇〇に直接抜ける〇〇があり、そこから丘を越えて左側の〇〇沿いの両サイドに位置する場所に一団地ございます。

〇〇さんの農地に関しましては、先ほど〇〇さんと解約された場所です。

〇〇さんの農地に関しましても、先ほど〇〇さんと解約された場所です。

〇〇さんの農地に関しましても、先ほど〇〇さんと解約された場所です。

〇〇さんの農地に関しましても、先ほど解約された場所です。

〇〇さんの農地に関しましても、先ほど解約された場所です。

〇〇さんの農地ですが、場所に関しましては、〇〇さんの住宅よりも〇〇沿いに下に向かって〇〇にある農地一角、それと〇〇さんの住宅よりも〇〇に〇〇位戻った所から〇〇沿いに〇〇に向かって続いている農地、もう一つが、〇〇をもう少し〇〇の方へ戻ってまいりますと、〇〇さんの住宅がございます。ここに入っていく道路を降りていき、右手にある農地でございます。〇〇さんの畑に関しましては、〇〇さんの住宅の周りにある畑と、もう１箇所離れているのですけれども、ちょうど〇〇から〇〇に向かいまして、〇〇手前〇〇位左手に位置する農地でございます。

１５番、〇〇さんと〇〇さんの案件でございますが、〇〇さん

と○○さんの解約した農地でございます。よろしくお願いいたします。
　１６番、○○さんと○○さんの賃貸でございまして、内容に関しましては事務局の説明通りで、場所に関しましては、○○の○○へ向かう○○を○○渡ってすぐ右に曲がりまして、先ほどの○○さんの手前右手にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
　質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
　原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案の番号１番から番号１６番について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

　番号１７番から番号１８番について上程します。

　農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、
　○○委員の退席を求めます。

　暫時休憩とします。（○○委員退席）

　再開します。

　事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　番号１７番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号１８番、貸主は蘭越町、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円、１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年３月２８日までの５年間です。
調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１１番（安田委員）　番号１７番、１８番についてご説明させていただきます。いずれも事務局説明のとおりでございます。場所ですが、番号１７番は先ほど１号議案で解約された農地で○○と○○との中間位にある農地です。また、それに隣接して、もう１筆あります。それから上っていきまして、○○さんの住宅と○○が重なっている所にある農地が残りの農地になります。
番号１８番が１７番の重なっている○○さんの住宅の中間位にある農地の○○側に隣接する農地になります。
よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案の番号１７番から番号１８番について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

暫時休憩とします。（○○委員着席）

	再開します。 日程第６、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。 番号１番について、上程します。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第５条第１項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和５年３月２９日提出、蘭越町農業委員会長名。 番号１番、申請者は貸主が○○さん、借主が○○、土地は○○番、面積は○○㎡、農用地区域外の第２種農地です。申請理由は、北海道新幹線、○○外１箇所工事の受注に伴い、工期が延伸されるため、一時転用の期間を延長するものです。 別紙、調査書をご覧願います。 農地区分は第２種、概ね５００m以内に駅、温泉宿泊施設、公営住宅、小学校があり、市街地に近く、交通の利便性、生活・通信インフラが整っている場所を選定したものであり、一時転用することはやむをえないと事務局では判断しました 一般基準については記載のとおりです。 なお、番号１の案件は許可相当の可否について議決を求めるものです。 ご審議お願いします。
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
２番 **（近藤委員）**	番号１番について、内容については事務局説明のとおりで工事に伴う一時転用になります。場所につきましては、○○のすぐ裏手になります。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）

議　長	質疑なしと認めます。 原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	議案第３号は、原案のとおり決定し、許可することといたします。 日程第７、議案第４号、農地法第６条第１項の規定による報告についてを議題とします。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	議案第４号　農地法第６条第１項の規定による報告について、農地法第６条第１項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和５年３月２９日提出、蘭越町農業委員会長名。 番号１番、令和５年３月１７日付けで〇〇より農地所有適格法人報告書の提出がありました。 内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のお願いいたします。
議　長	ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。
全委員	（質疑なし）

議　長

本案は原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第８、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による
農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号１番から番号４番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第５号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。
令和５年３月２９日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は畑で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年４月１０日から令和１０年４月９日までの５年間です。貸付理由は、借主の経営規模を拡大するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号２番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年４月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年５月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号３番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡、農業用道路で○○㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、畑、農業用

	道路で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和５年７月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年８月１日です。譲渡理由は、貸し付けいていた農地を譲渡するためです。 調査書は別紙のとおりです。 番号４番、利用権の設定等を受ける者は、北海道農業公社、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年４月１０日から令和１０年４月９日までの５年間です。貸付理由は、耕作できないためです。 ご審議お願いいたします。
議　長	引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。
２番 **（近藤委員）**	番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所は、先ほど申しましたように〇〇から〇〇さんの住宅に入る道路を〇〇ほど下がりましたら左手にある土地であります。よろしくお願いいたします。
１３番 **（坂井委員）**	番号２番について説明します。内容については事務局説明のとおりでございます。場所なのですが、１号議案２番で説明したので、よろしくお願いいたします。
１２番 **（坂野委員）**	番号３番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所につきましては、先ほど説明した通り、〇〇さんの自宅の周り一角と〇〇側に３箇所ある場所です。よろしくお願いいたします。 番号４番について説明したいと思います。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇の付近に〇〇さんの家がありますけれども、それから〇〇に向かって右側の圃場になります。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
議　長	本案の番号１番から番号４番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。 番号５番から番号６番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、 ○○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（○○委員退席） 再開します。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	番号５番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、北海道農業公社、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年４月１０日から令和１０年４月９日までの５年間です。貸付理由は、耕作できないためです。 調査書は別紙のとおりです。 番号６番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年４月１０日から令和８年１月３１日までの３年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。 調査書は別紙のとおりです。 ご審議お願いします。

議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
１番 （黒川委員）	番号５番６番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりでございます。場所は、５番は〇〇を〇〇方面に進んで〇〇があり、そこから〇〇方面に〇〇ほど進んだ右手の方に２筆あります。 ６番ですが、〇〇を〇〇の左側の方に入りますと、〇〇の裏に１箇所、それと〇〇と反対側の〇〇さんの住宅があり、そこを少し入った裏手の方にもう１箇所、さらに進みまして〇〇さん宅があるのですけれども、その手前に１箇所、それから、そこをずっと進んで行って〇〇がございまして、そこの裏手の１箇所になります。もう一つは、〇〇の裏手に１箇所あります。以上です。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
議　長	本案の番号５番から番号６番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。 暫時休憩とします。（〇〇委員着席） 再開します。 番号７番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（〇〇委員退席） 再開します。

	事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	番号７番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年５月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年６月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。 調査書は別紙のとおりです。
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
１０番 **（金子委員）**	番号７番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所については、○○から○○の方へ上がって行きまして、○○の角を曲がりまして、○○ほど行った所から○○側へ上がったところの一角になります。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
議　長	本案の番号７番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。 暫時休憩とします。（○○委員着席） 再開します。 番号８番から番号１１番について、上程します。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	番号８番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○、田で○○㎡、成立する

法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年５月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年６月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号９番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年４月１０日から令和１０年４月９日までの５年間です。貸付理由は、耕作できないためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号１０番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円及び○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年４月１０日から令和６年４月９日までの１年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号１１番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡で成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、畑で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年９月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年１０月１日です。譲渡理由は、譲受人の経営規模を拡大するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議　長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

６番
（宮武委員）

番号８番について説明します。内容については事務局説明のとおりでございます。場所は、議案第１号７番で出た○○さん宅の

	裏になります。よろしくお願いいたします。
３番 （高山委員）	番号９番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇さん宅の近くの田んぼを挟んで左側の方へ〇〇ほど入ったところに〇〇さん宅があるのですけれども、そのまわりの農地となります。よろしくお願いいたします。
５番 （岩間委員）	番号１０番について説明します。理由については事務局説明のとおりであります。場所は、図面が２枚になって、①の方は、〇〇を登りますと〇〇さんの家があります。その周りに２筆、家の手前に１筆、残りは〇〇さんの家の手前辺りの右側と左側になります。図面の②ですが、ずっと〇〇を戻ってきまして、〇〇さんの家を通り過ぎた辺りに１筆あります。以上です。よろしくお願いいたします。
７番 （西元委員）	番号１１番、〇〇さんと〇〇さんの件でございますが、内容に関しましては事務局説明のとおりでございます。場所は、先ほど１号議案で解約した時に説明した所でございます。〇〇を〇〇から〇〇に向かって左手に〇〇さんの家が載っています。もう少し行ったところに〇〇がございます。その間の水田と隣接する畑がございまして、それを今回含んでの売買となっております。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
議　長	本案の番号８番から番号１１番については、原案のとおり決定し､その旨町へ通知します。
	日程第９、議案第６号、農用地区域の変更についてを議題とし

	ます。 番号１番について上程します。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	議案第６号　農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。 令和５年３月２９日提出。蘭越町農業委員会長名。 今回協議があったのは、変更が１件です。 番号１番、申請者は○○さん、場所は○○番、現況は畑で、○○㎡です。申請理由は農業用倉庫を新設するため、変更するものです。 図面番号、議案第６号１番をご覧ください。場所は、○○さん宅の道路を挟んで斜め向かいの畑の一角となります。 ご審議お願いします
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
議　長	本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。 日程第１０、協議第１号、農業委員会の最適化活動に向けた令和５年度の目標の設定等(案)についてを協議いたします。 事務局から説明願います。
事務局	協議第 1 号、農業委員会の最適化活動に向けた令和５年度の目

（小柳係長）

標の設定等(案)について令和５年３月２９日提出、蘭越町農業委員会長名

右上に別紙様式１と書かれている令和５年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。
最適化活動の目標の設定等については、令和３年６月１８日に閣議決定されました規制改革実施計画により、農業委員会の活動計画については、最適化活動に係る目標を定め、具体的な活動を記録し、活動の評価、公表、点検に取り組むこととなり、令和４年度より、様式が新たに定まりました。
それでは令和５年度における最適化活動の目標の設定等の内容ですが最初のページの農業委員会の状況につきましては記載のとおりです。なお、その内、農業参入法人数については、今年度で、新たに〇〇が加わりましたが、〇〇が１２月総会の解約により経営面積がゼロになったことから除外しており、前年比プラスマイナスゼロとなっております。
続きまして次のページ、最適化活動の目標につきましては、令和１２年度までに道の定めた集積率目標９５％を達成するように現行の９１％から計算して、令和５年度末は９１．５％、新規集積面積は１５ｈａと設定しております。
次に(２）の遊休農地の解消につきましては、昨年１０月の農地パトロールの結果を含めた現状の遊休農地面積２５．９ｈａ、そのうちの緑区分が２５．４ｈａとなっており、該当面積の５分の１の数値を解消目標面積として設定することとなっておりますので、５．１ｈａとして設定しています。残りの黄区分につきましては令和４年度の農地パトロール時に１．２ｈａ中０．７ｈａを非農地判断としたことから、０．５ｈａとなっております。また、令和４年度に新規に発生した緑区分の遊休農地につきましては、国からその面積の全てを解消目標とする旨通知があることから令和４年度に新規に発生した３．３ｈａをそのまま解消目標面積としております。
次に３ページ目の(３)新規参入の促進における現状及び課題ですが、令和２～３年度は、新規参入者はありませんでしたが、今年度については〇〇氏の参入分をカウントしております。目標の新規加入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積ですが、過去３年間の権利移動面積の平均の１割以上を目標として定めることとなっているため、ここ３カ年の平均値である３３３haの１割、３３．３ｈａを目標に設定しており

ます。
　最後の最適化活動の活動目標については昨年度と同内容、同数値となっております。
　以上、今後１年間の農業委員会の最適化活動に向けた目標及び活動計画案として策定しましたので、ご審議お願いします。

議　長　ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問などありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　それでは、このとおり、北海道と国（農林水産省）へ提出することとしてよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　それでは提出することとします。

　日程第１１、報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局（小柳係長）　報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、令和５年３月２９日提出、蘭越町農業委員会長名。

　令和５年３月３日付けで、○○さんから母　○○さんより○○番について、１３日付けで○○さんから父　○○さんより○○番について、２２日付けで○○さんから父　○○さんより○○番について相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。
　以上です。

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　以上で、よろしいですか。
　続きまして、日程第１２、報告第２号、第１回農地専門委員会

について、吉田農地専門委員長から報告願います

８番
（吉田委員）

第１回農地専門委員会について、報告いたします。先月の総会終了後にその場で第１回農地専門委員会を開催いたしました。出席者につきましては、農地専門委員７名と事務局、農林水産課からは亀山主幹と福岡係長が出席しました。内容としましては、地域計画の策定と要望書の提出の２つについて協議しました。まず１つ目の地域計画の策定については、福岡農政係長より地域政策策定に向けた大まかな工程表と協議の場の設置と取り組み方法についての説明がありました。令和７年３月までの地域政策策定に向けて、町・農業委員会・農協・土地改良区などの関係機関との協議を円滑に進めるため、これからも随時農地専門委員会を開催し、町と意見交換を進めてまいりたいと思います。この場で決定した事項等については、随時総会で報告させていただきます。
２つ目の要望書の提出については、後程事務局から報告があろうかと思いますが、毎年行っている農地パトロールにおいて、非農地と判定をされたなされた農地について、土地所有者に通知し、地目変更登記をお願いしておりますが、所有者による地目変更登記が思うように進んでいない状況にあるため、公簿地目と現況地目の相違による混乱を防ぐため、また少しでも農業者の負担を減らす意味からも、町による一括地目修正について検討をお願いする内容となっており、要望書の提出の可否について協議を行い町に対して意見書を提出するという結論に至りました。町への提出については、４月の総会開催後を予定しております。私からの報告は以上です。

事務局長
（高田局長）

要望書（案）について補足いたします。お手元に要望書(案)を配布しております。
まず、今回の要望書(案)を作成した経緯になりますが、要望書案の最初のページをご覧ください。
農業委員会では、毎年１回、農地の利用状況調査を行い、農地の違反転用の早期発見や遊休農地の実態の把握につとめており、昨年度からは、長年耕作が行われておらず、農地としての再生が困難と診断した土地につきましては、農地に該当しない旨、土地所有者に対して通知し、土地所有者による地目変更登記をお願いしてまいりました。
ですが、個人による法務局への地目変更登記というのは馴染みが薄く、令和３年度に非農地通知を行った案件は３５件あったの

ですが、そのうちの１０件、３割を切る件数しか、地目変更登記が行われていない現状にあります。

そこで、農業委員会事務局としましては、令和４年度の農地利用状況調査を行うにあたり、非農地判断された土地の地目変更については、個人による変更ではなく、町による一括修正を打診したのですが、担当の税務課からは、町では公簿地目ではなくあくまでも現況により課税地目を判定しており、課税上支障はないため、その必要はない、との回答だったため、昨年度同様、個人での地目変更をお願いすることとなりました。

確かに、課税上は問題はないことは承知しておりますが、土地所有者の負担軽減と公簿地目と現況地目等の相違による混乱を避ける上で、農業委員会としては、町として問題があるなし、ではなく農業者、土地所有者にとって必要があるか否か、という観点から、町に対して特段の措置を講じていたくよう、今回要望書を提出したいと考えました。

要望書の内容につきましては、２枚目をご覧ください。

前段に町への敬意を記載、その次に農業の現状として担い手の減少による遊休農地の増加の懸念、その中で再生利用が困難な農地について、担い手が減少する中、全ての土地を農地として維持していくことは困難であり、「守るべき農地」と「それ以外の農地」を分類し、「それ以外の農地」については、実情に合った土地利用を検討すべきであり、農業を取り巻く情勢としても、農業経営基盤強化促進法の改正等、今までにない規模での大改正が行われ、将来目指すべき農地利用の姿を示す地域計画策定が求められていることなど、農地制度の大転換期にあるいは、少しでも農業者の混乱を緩和し、将来保全すべき農地を明確化させるために、非農地判断された土地の地目変更支援をお願いする内容となっております。

この要望書(案)につきましては、４月総会終了後に提出を予定しておりますので、要望書の文言等、修正等のご意見ありましたら、４月中旬までに事務局までお話いただければと思いますので、よろしくお願いします。

議　長　質疑応答ありませんか

全委員　（質疑なし）

議　長　以上で、よろしいですか。

続きまして、日程第１３、報告第３号、一般社団法人北海道農業会議第９４回総会についてと日程第１４、報告第４号、令和４年度市町村農業委員会会長・事務局長会議について、一括して事務局から報告願います。

事務局（小柳係長）

報告第３号、一般社団法人北海道農業会議第９４回総会についてと報告第４号、令和４年度市町村農業委員会会長・事務局長会議については関連がありますので、併せて報告させていただきます。

３月１５日に札幌市で開催されました、北海道農業会議第９４回総会についてですが、総会には、中井会長と西元会長職務代理と事務局から私が出席しております。このたび総会の冒頭で会長からも申し上げましたが、その会の中で、令和４年度農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員永年勤続者表彰が行われ、西元会長職務代理が委員在任１７年７カ月ということで、農業委員永年勤続者として受賞されましたので報告いたします。また、総会については令和５年度事業計画並びに収支予算等の審議がなされ、原案とおり可決決定されております。

その後、総会終了後に引き続き開催された令和４年度市町村農業委員会会長・事務局長会議ですが、中井会長と私が出席しており、農業経営基盤強化促進法等の法律改正やそれに係る農業委員会の事務について北海道農業会議の佐藤部長より説明がありましたが、先月総会で事務局より報告しました新たな農地施策全道研修会の内容と重複することから、割愛させていただきます。また、令和６年度農業政策・予算に関する要望書（案）については、来月、後志では４月１４日に倶知安で行われる地区別農業委員会会長・事務局長会議において意見聴取予定とのことでした。

なお、二つの会議終了後に後志地方農業委員会連合会の意見交換会が開催されまして、中井会長と西元会長職務代理と私が出席しておりますので報告いたします。以上です。

議　長

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

（質疑なし）

議　長

以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局長
（高田局長）

次回総会は４月２８日(水)午後２時００分からを予定しておりますので、よろしくお願いします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この後、懇親会を兼ねた意見交換会を開催したいと思いますので、役場玄関前のバスに乗車をお願いします。

最後に、３月１７日、新たな農地施策における、これからの農地バンク事業について、北海道農業公社との意見交換会が倶知安町で開催され、町から農政係１名と、農業委員会事務局２名が出席いたしました。以上です。

事務局
（小柳係長）

その他の報告として、私からはこの後の意見交換会についてです。

会場は幽泉閣で、午後５時３０分に役場から送迎バスが出発しますので、出席される委員の皆様、お願いいたします。

議　長

閉　会　宣　言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第３１回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後５時３０分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　㊞

署名委員　　㊞

署名委員　　㊞